

生活保護関係全国係長会議資料

平成29年3月3日（金）

社会・援護局 保護課 自立推進・指導監査室

目 次

頁

【重点事項】

第 1 生活保護法施行事務監査の適正な実施について-----	1
第 2 保護施設に対する指導監査について -----	50
第 3 平成29年度生活保護指導監査委託費について -----	55
第 4 生活保護における年金調査の一層の推進 -----	56

【連絡事項】

1 平成29年度国が実施する監査計画について-----	57
2 平成29年度全国会議・研修会の開催について -----	57

重 点 事 項

第1 生活保護法施行事務監査の適正な実施について

1 基本的な考え方について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）においては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況を検査し、その適否のみを調査する等の監査ではなく、管内実施機関において、生活保護法施行事務が改善に向け効率的に運営されるよう積極的に援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

しかし、監査結果を見ると、個別ケースの取扱いの適否を指摘しているのみで、実施機関が抱える課題や問題点とその要因について明らかにされておらず、具体的な改善方策についての指導が十分に行われていない状況が認められた。

また、都道府県・指定都市本庁（以下「都道府県等本庁」という。）が管内実施機関に対して行った監査の結果、是正改善を講じるよう指摘した事項について、十分な改善が図られていない状態が継続している状況も認められている。

については、都道府県等本庁の監査に従事する職員が監査の意義を再認識した上で、組織的・継続的な監査を実施し、個々の実施機関の課題に応じた具体的な改善方策を示すなど、計画的かつ着実に生活保護法施行事務の改善が図られるよう管内実施機関に対する指導をお願いする。

（1）管内実施機関に対する指導の徹底について

生活保護法施行事務の指導監査に当たっては、管内実施機関の問題点の把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該実施機関のその後の是正改善状況の確認に基づく更なる指導といった一連の事務が、確実に実施される必要がある。

そのためには、実施機関毎に、国及び都道府県等本庁監査において明らかになった課題や問題点の内容及び是正改善状況に加え、保護動向や保護に関する地域情報、当該実施機関に対する都道府県等本庁の所見や評価、次回監査における留意点や確認事項など、継続した指導に必要となる事項を盛り込んだ「福祉事務所指導台帳」を作成し、活用することが重要である。

また、管内実施機関が抱える課題を整理し、当該課題の是正改善に向けた実効ある指導を行うために都道府県等本庁としての監査の重点事項を設定し、その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による的確な監査を実施するための監査

実施計画を策定し、当該計画に基づいた実効ある指導監査を実施する必要がある。

監査の実施に当たっては、次のとおり組織的・継続的かつ確実に実施するようお願いする。

- ① 監査実施前、生活保護主管課長の参画の下、事前検討を実施し、「福祉事務所指導台帳」等を活用して組織として監査対象実施機関における課題や問題点を具体的に把握する。
- ② 組織運営ヒアリング、事項別検討及びケース検討においては、関係資料等の確認を的確に実施し、適否を調査するだけでなく、当該実施機関が抱える課題や問題点とその要因を明らかにする。
- ③ 監査終了後、生活保護主管課長の参画の下、事後検討を実施し、監査結果を取りまとめた事後検討資料を組織として総合的に検討・分析した上で、具体的改善方策を整理・検討し、速やかに監査結果通知を発出する。
- ④ 実施機関から提出された是正改善報告については、問題解決に向けた具体的な取組を内容とする改善計画及び改善結果を提出させ、内容が不十分又は不適切であると認められる場合にあっては、再提出や追加報告を求めるなど、管内実施機関において実効性のある是正改善が講じられるよう指導する。

なお、指導監査には、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠であり、特に、問題を有する実施機関や大規模実施機関等に対しては、実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の実態を把握し必要な指導を徹底することが重要である。

さらに、管内実施機関に対して適切な指導を実施するための都道府県等本庁の指導監査及び研修等の実施体制の整備が必要かつ重要であるので、都道府県等本庁の生活保護主管課長においては、このような点についても御尽力をお願いする。

(2) 実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定

生活保護業務の効果的かつ効率的な運営を行うためには、

- ① 前年度の実施方針及び事業計画の取組結果についての評価及び分析、
- ② 前年度の監査指摘事項等を踏まえた実施機関が抱える問題点の分析や要因の把握、
- ③ 生活保護業務全般にわたる恒常的業務の網羅的列記ではなく、早急に改善が必要な事項への重点化、

④ 事業計画について、「誰が、何を、いつまでに行う」といった職階毎の役割分担、改善のための具体的な取組内容及び実施時期の明確化、などを盛り込んだ実施方針及び事業計画を策定する必要がある。

については、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成 17 年 3 月 29 日社援保発第 0329001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護業務の実施方針の策定に関する Q&A の送付について」（平成 17 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）を踏まえ、当該実施方針及び事業計画を適切に策定しているか年度当初のヒアリング等の際に審査し、不十分な場合には具体的に修正を指示し再提出させるなどして、管内実施機関において実効性のある実施方針及び事業計画が策定されるよう指導をお願いする。

2 平成 29 年度の監査における重点事項について

（1）訪問調査活動と援助方針の策定について

訪問調査活動は、被保護者の生活状況等を実地に把握し、その上で援助方針を策定し、これに基づく自立を助長するための指導を行うといった現業員の活動の基本であることから、被保護者の生活状況等に応じた年間訪問計画を適切に策定の上、当該計画に沿って着実に実施する必要がある。

しかしながら、監査において、年間訪問計画に沿った訪問調査活動が実施されていない事例、長期にわたって面接するべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められたところである。

また、援助方針が世帯の実態に即していない事例や個々の世帯員の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない事例、世帯の状況の変化に応じ、適時に援助方針を見直していない事例などが認められたところである。

については、都道府県等本庁におかれでは、訪問調査活動が「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 12 の 1 に基づき、訪問計画に基づいて適切に実施されるよう管内の実施機関に対する指導の徹底をお願いする。

また、援助方針についても局長通知第 12 の 4 に基づき、訪問調査等によって把握し

た世帯員の生活状況を踏まえ、主だけではなく特に子の養育環境や進路の問題など個々の世帯員の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針の策定及び少なくとも年に1回以上の見直しを行うよう指導の徹底をお願いする。

特に、査察指導員等が、訪問調査の進行管理を行うとともに、訪問調査実施後、速やかにケース記録を回付させ、適切な指導援助及び適正な保護の決定を行うためにケース審査を徹底し、現業員に対し、時機を逸することなく適時適切な指示を行い、事後の措置状況の確認を実施機関として組織的に行うよう指導の徹底をお願いする。

(2) 面接相談について

監査において、保護の申請に至らなかった面接記録票を抽出して検討しているが、これらの面接記録票に記載されている内容が乏しいため、相談者の申請意思や急迫状況、相談者からの相談内容やそれに対する助言内容、申請に至らなかった経緯などを十分に確認することができない状況が認められたところである。

面接記録票への相談内容等の記載は、事後の検証に必要であることから、面接記録票への記載の徹底について指導をお願いする。

また、都道府県等本庁に対しては、指導監査時に面接記録票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、職員に対するヒアリングにおいては、面接相談の具体的な手順や申請に至るまでの役割分担等、更に、相談者へ交付しないし提示する書面等を含めた関係書類も確認して問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導をお願いする。

その際は、局長通知第9の1に基づき、相談者の生活状況を適切に把握し、他法他施策の活用の助言、保護のしおり等を活用した生活保護制度についての説明を十分行った上で、ライフラインなど急迫性、保護の申請意思を確認し、申請意思が確認された者に対しては、速やかに申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うよう、保護の相談時における適切な取扱いについて指導の徹底をお願いする。

また、申請に至らない場合でも、生活に困窮する者の情報が着実に必要な支援につながるよう、民生委員・児童委員や生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関、特に水道・電気等のライフライン事業者とは密接な連絡・連携を図るよう指導をお願いする。

(3) 不正受給の未然防止について

不正受給については、各実施機関における課税調査による課税収入の把握や年金調査による年金収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組が更に徹底された結果、平成27年度における不正受給件数及び金額は43,938件、169億9千万円と、平成26年度に対し、件数は917件増加し、金額は4億8千万円減少している。

また、こうした取組を毎年度徹底したことにより不正受給の早期発見につながり、不正受給1件当たりの金額は、平成27年度は38万7千円となり、平成26年度に対し1万9千円減少している。（平成27年度不正受給の状況については、厚生労働省ホームページ掲載の「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料」（平成29年1月20日社会・援護局）P35参照）

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題であり、厳正な対応が必要であるが、一方で不正受給を未然に防止するよう取り組むことも重要である。不正受給の内訳の約6割を占める稼働収入の無申告、過少申告や、約2割を占める各種年金等の無申告を未然に防止するため、実施機関による被保護世帯に対する収入申告の必要性及び申告の義務の説明や、「年金加入状況管理進行表」を定期的に更新、活用するなど年金受給権の確認及び訪問計画に基づく訪問調査活動を行うことにより、就労状況等の生活実態を常に把握するよう指導をお願いする。

特に、不正受給発見の契機は、約6割が課税調査によるものであることから、引き続き廃止世帯も含め全世帯を対象に毎年度確実に実施するよう指導をお願いする。（課税調査については、P7の「（1）課税調査の徹底について」も参照されたい。）

(4) 組織的運営管理の徹底による適正な保護の決定実施と不祥事の未然防止について

ア 職員による生活保護費の詐取や事務懈怠等

従来より、生活保護費の支給等に係る事務処理が適正に行われるよう、各実施機関に対する指導の徹底をお願いしているところであるが、一部の実施機関とはいえ、本年度においても未だ職員による生活保護費の詐取や事務懈怠などの事案が見受けられるところである。

職員による詐取や事務懈怠が発生した実施機関の状況を見ると、日常の現業事務に係る審査や進行管理、牽制体制などの組織的運営管理体制に多くの課題が認められており、生活保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた生活保護法（昭

和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。) 第 63 条による返還金及び法第 78 条による徴収金の取扱い、遺留金品の取扱い等について組織的な手順や仕組み、職階毎の役割などが明確になっておらず担当者任せになっていたり、本来、果たすべき職階毎の役割が機能していないなどの状況が認められたところである。

また、本年度の監査においても、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等が整備されておらず、経理事務に係る不正事案の未然防止の観点から、現行の事務処理に脆弱性があることが認められたところである。

については、都道府県等本庁におかれでは、事故・不正事案発生防止の観点から、これらの点について管内の実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要であることを十分に認識の上、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成 21 年 3 月 9 日社援保発第 0309001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) を踏まえ、窓口払いの縮減が徹底されているか、保護担当と経理担当の事務の分離や決裁権者等について規定どおり運用されているか、内部牽制が有効に機能しているかを改めて点検するとともに、各実施機関の長が責任をもって定期的に内部点検をするよう更なる指導の徹底をお願いする。

イ 最近発生した職員による不適切事案

先般、生活保護担当職員が、不適切な文言をプリントしたジャンパー等を作成するとともに、そのジャンパーを着用して生活保護世帯を訪問していた事案が判明したところである。

保護の実施に当たっては、国民の信頼が得られる公正な制度とすべく不正受給対策をしっかりと実施していくことも重要であるが、同時に受給者の立場や心情を理解し、支援が必要な人に確実に保護を実施していくことが大切である。

については、同様の事案が二度と発生することのないよう、今一度、管内実施機関に対して周知・指導を行い、再発防止を徹底願いたい。

3 生活保護法施行事務監査事項について

監査の実施にあたっては、「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知) の別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき適切に実施するようお願いする。

また、局長通知の改正等を踏まえ、当該監査事項を改正することとしている。（現時点における案はP16以降参照）

なお、平成29年度監査の留意事項については、次のとおりである。

（1）課税調査の徹底について

監査において、前年中に保護を受けていた者全員に対して調査を実施していない、法第78条の適用等の処理が当該年度内に行われていない事例などが認められた。

課税調査は、無届の就労収入など不正受給の早期把握といった保護の適正実施の確保の観点から、重要かつ有効な調査であることを十分認識の上、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、次の点に留意の上、確実に実施するよう、指導の徹底をお願いする。

ア 管外に転出した者や保護廃止になった者も含め、調査実施年の前年中に保護を受けていた者全てを調査対象とすること。

イ 無届の収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な処理を行い、法第78条の適用等の処理は遅くとも年度内に完結すること。

ウ 課税収入額と収入申告額の突合作業や確認作業を現業員任せにするのではなく、査察指導員等による進行管理や調査結果の点検を行うこと。

また、所長等幹部職員は課税調査の事務処理の全容を把握の上、全体を管理すること。

（2）保護廃止について

ア 指導指示違反による廃止について

監査において、指導指示違反による保護廃止の取扱いについて、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない、弁明の機会の付与がなされていないなど、不適切な取扱いが認められたところである。

法第27条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第62条第3項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止

又は廃止を行うこととなるため、指導指示が形式化することのないよう的確に行い、その所定の手続きについても厳格に行うことが必要である。

については、都道府県等本庁におかれでは、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導をお願いする。

また、その際は、法第 27 条、法第 62 条、局長通知第 11 の 2、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 11 の 1、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第 11 の 6 から 20、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱ指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」を踏まえた指導を行うことにより、法第 27 条による指導指示に係る適切な取扱いを徹底するようお願いする。

特に、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、法第 27 条に基づく指導指示内容及び弁明の機会の付与などの手続きが適正であるか、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すべきこと、さらに必要に応じ都道府県等本庁へ助言を求めるについて徹底をお願いする。

イ 「辞退届」の提出による廃止について

監査において、「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて、様式化された「辞退届」に記入されている事例、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない事例、廃止後、生活に困窮した際の再来所や国民健康保険への加入についての助言が行われていない又は不明な事例など、「辞退届」の提出による廃止について不適切な取扱いが認められたところである。

については、都道府県等本庁におかれでは、指導監査時に「辞退届」の提出による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導をお願いする。

また、その際は、課長通知第 10 の 12-3 に基づく指導を行うことにより、「辞

退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いを徹底されたい。

特に、「辞退届」の提出による保護の廃止は、被保護者が保護を受ける権利を自ら放棄する極めて限定的なもので、その判断に当たっては厳格な審査が求められることから、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、また、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、ケース診断会議に諮るなど組織的に慎重に検討するとともに、辞退に至る経緯やケース診断会議での検討状況等を具体的に記録するよう指導の徹底をお願いする。

また、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について、助言指導の徹底をお願いする。

(3) 他法他施策の活用について

年金制度などの他法他施策は、法における補足性の原理から、その種類や活用の可能性などにより、生活保護の要件、又は保護に優先して行われるものであり、保護決定上の基本的事項である。

これらの基本的事項が図られるよう、①「年金加入状況管理進行表」、②「資産（不動産）保有台帳（一覧）」、③長期入院患者の「実態把握対象者名簿」、④「自立支援給付等該当可能性確認台帳」など各種様式が示されているところであるが、実施機関においては、各種台帳等が整備されてきたものの、十分に活用されていない状況が認められたところである。

特に、年金制度については、平成29年8月1日から受給資格期間が短縮（25年から10年）され、被保護者においても新たに受給資格を得ることが見込まれるため、「年金加入状況管理進行表」の内容の整備が重要である。（P56「第4 年金調査の一層の推進（収入資産把握等充実事業の拡充）」参照）

については、これらの台帳等を十分に活用するため早急に内容の点検整備を行い、関係部局や関係機関とも連携の上、査察指導員のケース審査の徹底及び現業員の定期点検により、他法他施策の活用を徹底するよう指導をお願いする。

(4) 扶養能力調査の徹底について

監査において、保護の申請をした要保護者からの申告や戸籍謄本などにより把握した扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されていない事例、重点的扶養能力調査対象者が適切に分類されていない事例など基本的事項が実施されていない状況が認められたところである。

については、局長通知第5及び課長通知第5の1から5までに基づき、また、別冊問答集第1編第5を踏まえ、扶養能力調査を徹底するよう指導をお願いする。（「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き」の送付について（平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）を各実施機関へ改めて配付することの検討をお願いする。）

（5）債権管理の徹底について

監査において、債権について全額調定したのち、一括返済が不可能な場合については、履行延期の特約を行い、分割調定を実施すべきところ、分割調定を行わず分納により収納している事例、債権管理台帳の整備が不十分であるため、督促や納付指導についての進捗管理が十分に行われていない事例、返還金等の滞納者に対し、督促状の送付を行っておらず、時効中断措置が講じられていない事例、転出等により保護廃止となった者や債務者が死亡した場合の相続人に対し、適切に債権管理が行われていない事例、督促の状況や催告、納付指導の状況、不能欠損の状況の記載がなく、また、被保護者であった債務者に対して、居住地が不明な場合の居住地調査や相続人が債務承認しない場合の相続放棄の事実の確認などが行われておらず、さらに、それらの調査結果を記録に残していない事例などが認められたところである。

については、「生活保護費国庫負担金の清算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社援保発1006第1号厚生労働省社会援護局保護課長通知）を踏まえ、適正な債権管理を実施するよう指導の徹底をお願いする。

（6）査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理について

監査において、訪問調査活動、扶養義務の取扱い及び他法他施策の活用など生活保護制度の適正運営のための基本的事項に問題が認められたが、これらは、査察指導員によるケース審査が的確に行われず、現業員への指示事項に係る進行管理も徹底され

ていないことや所長等幹部職員による監督も徹底されていないなど組織的運営管理が不十分であることが原因である。

については、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、次のとおり、査察指導機能について具体例を用いての指導を行い、組織的な運営管理が行われるよう指導の徹底をお願いする。

- ア 査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問計画・実績表などの整備点検
- イ 日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化

(7) 実施体制の整備について

実施機関においては、生活保護制度の適正な運営を確保する観点から、適正な現業員の配置等実施体制の整備が必要となっている。

については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条に定められる現業員の充足、査察指導体制の整備及び社会福祉主事有資格者の配置について指導をお願いする。

4 事件・事故に係る報告の徹底について

被保護者による不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した場合については、「不正受給事案や現業員等による不正等が発生した際ににおける速やかな報告等について」（平成 24 年 10 月 23 日社援自発 1023 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室長通知）により、当省へ速やかな報告をお願いしているところであるが、新聞報道後に当省へ報告するなど報告が遅延する事案があったところである。

については、改めて、通知の趣旨を徹底し、速やかに報告するようお願いする。

（P 12～15 の別添資料を参照）

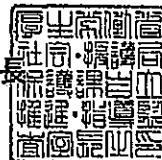


社援自発1023第1号
平成24年10月23日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

自立推進・指導監査室



不正受給事案や現業員等による不正等が
発生した際における速やかな報告等について

生活保護の適正実施につきましては、平素より格別のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、被保護者による不正受給や現業員等による生活保護費の詐取等の不正の未然防止等を図り、生活保護の適正実施を推進する観点から、それぞれの該当事案発生時における厚生労働省への速やかな報告等について、関連通知等においてお願いしているところです。

しかしながら、依然として、これら通知の趣旨が徹底されず、事案発生（確認）から厚生労働省への報告までに著しい長期間を要した上、その間、該当実施機関における実態の解明・把握や、当該自治体内における再発防止策の検討等に関して極めて不十分な対応しか行われていなかった事案などが見られています。

悪質な不正受給事案や現業員等による不正等は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであり、万一こうした事案が発生した場合には、早急に、保護の実施機関、都道府県・指定都市本庁と厚生労働省とが情報を共有の上、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。特に、現業員等による詐取、領得、事務け意等については、早急に、該当実施機関において、①関係する被保護世帯に対する適正な保護の決定実施を確保して正常化を図り、②発生要因を含む事案の全貌を明らかにして、③実効性ある再発防止策を構築し、生活保護行政に対する国民の信頼を確保する必要があります。

については、次の点を踏まえ、不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した際における、厚生労働省への迅速な報告を確実に行うよう、管内実施機関への徹底をお願いします。

記

1 被保護者による不正受給事案について

告訴・告発を行った事案や、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」(昭和 56 年 11 月 17 日付社保第 123 号厚生省社会局保護・監査指導課長連名通知) の 2 の (4)、(5) に基づき、その概要、対応方針等について速やかに情報提供するとともに、必要に応じて技術的助言を求めること。

2 現業員等による不正等事案について

現業員等による詐取等の不正事案が生じた場合は、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成 21 年 3 月 9 日付社援保発第 0309001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) の 2 の (1)、(2) の別添 1 及び別添 2 により速やかに報告すること。なお、現業員等による事務け怠事案については、懲戒処分を受けたものについて報告を求めているところであるが、今後にはあっては、自治体人事当局が懲戒処分を検討する対象とした事案や、保護費の過大・過小支給の判明に伴って国庫負担金の再精算を要する可能性が高い事案、都道府県・指定都市本庁が特別監査の対象とした事案、報道や議会等で問題となることが予想される事案などについても、当該事案の発生が確認された段階で、事案の概要、対応方針等について速やかに情報提供いただくとともに、必要に応じて技術的助言を求めることが求められる。(懲戒処分を受けたものに係る報告は従来のとおり。)

(別添1)

生活保護に係る不正事案報告書(1)

福祉事務所名	作成年月日：平成 年 月 日		
不正行為者氏名		官職名	
不正行為者の所属部署名		在職 期間	平成 年 月 日～ 年 月 日
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
不正行為に係る事実の詳細			
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)			
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日	平成 年 月 日		

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

(別添2)

生活保護に係る不正事案報告書（2）

福祉事務所名				作成年月日：平成 年 月 日
不正行為者氏名		官職名		
不正行為者の所属部署名		在職期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
不正行為に係る事実の詳細				
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)				
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日：平成 年 月 日				
不正行為発覚後の処置（損害額の確定方法等）				
不正行為金額に係る国庫負担金の精算処理状況（予定を含む）				
実施機関が講じた再発防止策の概要（具体的、詳細に）				
懲戒処分等、刑事・民事訴訟について				
懲戒処分等	有・無	処分内容		
刑事訴訟	有・無	訴訟内容		
民事訴訟	有・無	訴訟内容		
備考				

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

現時点案であり、今後変更することがある。

別 紙

生活保護法実行事務監査事項

生活保護法実行事務監査の実施について
(平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号
厚生省社会・援護局長通知)
「生活保護法実行事務監査実施要綱」別紙

※下線部分と見え消しの部分が今回の変更箇所

主 眼 事 項	着 眼 点
1 保護の適正実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、<u>個々のプライバシーに配慮し</u>、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、<u>負債</u>、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認は的確に行われているか。</p> <p>(5) 相談内容、助言結果は面接記録票等に記録され、速やかに所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎んでいるか。</p> <p>(7) 相談者に対しては、保護申請の意思を確認しているか。申請の意思が表明された者に対して</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>は、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることがなく、申請書を交付し、申請手続についての助言は、適切にされているか。</p> <p>(8) 申請書及び同意書を書面で提出することが困難な申請者に対しては、口頭申請など申請があったことを明らかにするための対応が執られているか。</p> <p>(9) 保護申請書の処理は迅速に行われているか。</p> <p>(10) 生活困窮者に関する情報が実施機関の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉・社会保険関係部局、水道・電気等の事業者、<u>住宅担当部局</u>等との連絡・連携体制はとられているか。</p> <p>また、生活困窮者自立相談支援事業と連携が図られているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査をしているか。</p> <p>イ 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、年金事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>ウ 法改正により調査範囲等が変更された同意書が、適切に徵取されているか。</p> <p>エ 急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。</p> <p>オ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等は行われているか。</p> <p>カ 法第63条を適用し、保護を開始する場合は、文書により本人に周知されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	(2) 他法他施策の活用状況 ア 年金、手当、自立支援給付等の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。 イ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。 ウ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。 エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の優先活用について検討されているか。
	(3) 病状及び稼働能力活用状況の把握 ア 病状等について、主治医訪問や嘱託医協議により把握されているか。また、必要に応じ検診命令等は活用されているか。 イ 稼働能力を活用しているか否かについて、①稼働能力があるか、②その能力を活用する意思があるか、③稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか、により判断されているか。
	(4) 扶養義務履行の指導状況 ア 扶養義務者の存否の確認は行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認は行われているか。 イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性は調査されているか。 また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。 ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。 エ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住す

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>る場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときに、再照会は行われているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会は行われているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p> <p>キ 法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始の決定をするまでの間に通知がされているか。また、書面により履行しない理由について報告を求めているか。</p> <p>ク 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、速やかに扶養能力の調査が行われ、必要に応じて上記「キ」の報告を求めた上、再認定等適宜の処理は行われているか。また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度行われているか。</p>
	<p>3 関係機関等との連携</p> <p>関係部局、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携は円滑に行われてい</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 保護受給中における指導援助の推進	<p>るか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底 (1) 保護受給中の被保護者に対しては、少なくとも年1回以上、被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」を配布する等の方法により適時適切な指導は行われているか。 (2) 世帯員で新たに稼働年齢層（高校生等未成年を含む）となった者がいる場合については、当該世帯への訪問時等に改めて収入申告の必要性、届出義務について説明を行い、理解したことを確認する書面を当該世帯員から徴取しているか。 なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費（学習塾費等を含む。）、就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外について、周知されているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握 (1) 資産の把握 ア 資産申告書については、少なくとも12箇月ごとに徴取されているか。 イ 開始時に把握した資産及び保護受給中に申告された資産（不動産、預貯金、生命保険等）の状況は、必要に応じて、関係先調査等が実施されているか。 さらに、法改正により調査範囲等が変更された同意書を徴取し直しているか。 ウ 不動産については、「資産（不動産）保有台帳（一覧）」を整備し組織的に把握されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額は的確に把握されているか。</p> <p>エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書は徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。</p> <p>その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査（稼動日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。</p> <p>必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じ、年金事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>ウ 課税調査の実施状況</p> <p>(ア) 前年中に保護を受給した全ケースの世帯員全員について、毎年6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施さ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>れているか。特に管外市区町村に住民票がある者については、当該市区町村に対しても課税情報の提出について協力を求めているか。</p> <p>(イ) 未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。</p> <p>また、法第78条適用等の処理は、遅くとも年度内に完結されているか。</p> <p>(ウ) 課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備は図られているか。</p> <p>また、課税調査結果は、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(3) 年金等の受給権の確認</p> <p>ア 日本年金機構から35歳、45歳及び58歳時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。</p> <p>イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p> <p>ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。</p> <p>エ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。</p> <p>オ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) その他、他法他施策の活用 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、介護扶助又は医療扶助について自立支援給付等の優先活用の可能性など他法他施策の活用について検討されているか。</p> <p>(5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い 入院患者日用品費等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>3 援助方針の策定</p> <p>(1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。 また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。</p> <p>(2) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか。</p> <p>(3) 援助方針は、ケースの生活状況等の変化に即して適切に見直しがされているか（ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上見直すこと）。</p> <p>(4) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。</p> <p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定 ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>などについて、訪問調査活動の目的を達成するためには考慮されているか。</p> <p>なお、個々の被保護世帯への訪問基準の設定に当たっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの生活状況等の変化に応じて適時適切な見直しは行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に沿って確實に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用など必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行うなど世帯員全員に対し適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く場合には、訪問方法を工夫するなど適切な対応措置はとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助は適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に、年1回以上は把握されているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況や入所条件等を総合的に勘案し、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①稼働能力 ②稼働能力を活用する意思 ③稼働能力を活用する就労の場 <p>があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。</p> <p>イ 就労可能と判断された被保護者であって、集中的な支援が効果的と思われる者に対しては、「自立活動確認書」が徵取されている</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>か。</p> <p>ウ 就労・求職状況管理台帳は整備されているか。</p> <p>また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ内容を把握し、必要な指導は行われているか。</p> <p>エ 就労に関する個別支援プログラムを積極的に活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。</p> <p>オ 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者で、求職活動が支給要件を満たしている者に対しては、就労活動促進費が支給されているか。</p> <p>カ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。</p> <p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>キ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労の日数や時間、収入が少ない者に対し、勤務先調査又は課税調査が行われているか。</p> <p>また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等を総合的に勘案し、稼働能力が十分活用されていない場合には、転職を含む增收指導が行われているか。</p> <p>ク 技能修得費の適用についての検討が、必要に応じて行われているか。</p> <p>また、支給に当たっては、趣旨目的についての十分な説明を行うとともに、修得状況を把握し、適切な助言指導が行われているか。</p> <p>ケ 稼働能力の活用の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われている</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>か。</p> <p>コ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があると認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止されることを伝えているか。</p> <p>サ 安定した職業に就いたこと等により保護費を必要としなくなったと認めた者に対して、就労自立給付金が支給されているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯など要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等について協力依頼は行われているか。</p> <p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図るなど適切な指導援助は行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況</p> <p>債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、町村役場、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付の手続きをとることにより改善は図られているか。</p>
(3) 適正な保護の決定 事務の確保	<p>1 保護の開始</p> <p>(1) 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護申請処理は、法定期間内に行われているか。法定期間を超過する場合はその理由を開始決定通知書に明示しているか。さらに、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p> <p>(2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(3) 収入申告の必要性、届出義務について説明を行い理解したことを確認する書面を被保護世帯から徴取しているか。</p> <p>なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>経費（学習塾費等を含む。）、就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外について、周知されているか。</p> <p>2 保護の廃止</p> <p>(1) 要否の判定による廃止</p> <p>ア 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、医療費、介護費用等を含めて適正に要否の判定を行い決定されているか。また、廃止決定の理由は的確か。</p> <p>イ 保護の廃止に伴い保護費の過払いがある場合は、返還の処理が行われているか。</p> <p>(2) 「辞退届」による廃止</p> <p>ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。また、本来不必要的「辞退届」を一律に徴取していないか。</p> <p>イ 被保護者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥らないことを確認しているか。</p> <p>ウ 保護の廃止決定の判断は、ケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。</p> <p>エ 保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や国民年金への加入等の諸手続及び急迫状況に陥らないよう再来所・再申請について助言されているか。</p> <p>また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮はされているか。</p> <p>(3) 指導指示違反による廃止</p> <p>ア 指導指示内容及び期限の設定については、被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるものとなっているか。</p> <p>イ 法第27条による指導指示は、文書による</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>指導指示の前に、原則として、口頭により直接当該被保護者に対して確実に行われているか。</p> <p>ウ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。</p> <p>エ 指導指示に従わない場合において、保護を廃止する前に、保護の停止等について組織的に検討しているか。</p> <p>オ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、ケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。</p> <p>3 最低生活費の算定及び通知事務 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の開始及び変更並びに停止及び廃止が行われた場合には、被保護者に対しその旨を通知するとともに、必要な教示は行われているか。</p> <p>4 保護費の返還の決定 (1) 法第63条による返還額の決定は、原則全額返還とし、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。 また、一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討されているか、さらに、その内容が挙証資料等により明確にされているか。 (2) 年金を遡及して受給した場合、法第63条に基づく返還金については、自立更生費等を控除するのではなく、原則として、全額返還としているか。 (3) 要保護者が資力を有しながらも、資産を直ちに</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(4) 不正受給防止対策等の推進	<p>処分することが困難であることなどを理由として保護を開始する場合に、当該資産が最低生活に充当できるようになった場合、概ね1箇月以内を目途に法第63条の決定がなされているか。</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。</p> <p>また、必要に応じて勤務先等関係先調査が適切に行われているか。</p> <p>(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置</p> <p>(1) 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。また、課税調査により判明した場合は、原則として法第78条により措置されているか。</p> <p>(2) 法第78条の決定に当たっては、各種控除を適用せず、必要最小限度の実費を除き、全て徴収の対象と決定されているか。また、事実確認後、概ね1箇月以内を目途に法第78条の決定がなされているか。</p> <p>(3) 悪質なケースについては、告訴等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策</p> <p>(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握・分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握の方法に問題はないか。また、年金、手当等の受給権の確認が適切に行われてい</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
2 医療扶助の適正運営の確保	<p>たか等、実施機関として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>(2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、職階毎の再発防止対策等の適切な対応はとられているか。</p> <p>1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況</p> <p>(1) 電子レセプトを活用して、被保護者ごと又は医療機関ごとに医療扶助の実態を把握し、その結果をレセプト点検、重複受診（処方）への対応、頻回受診者の適正受診指導、後発医薬品の使用促進、指定医療機関の重点指導等に活用しているか。</p> <p>(2) 被保護者の病状は、電子レセプトの活用やレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等は適切に行われているか。</p> <p>(3) 繼続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否意見書等により医療扶助継続の要否は十分検討されているか。</p> <p>(4) 長期入院患者の実態把握及び指導援助</p> <p>ア 長期入院患者については、「実態把握対象者名簿」により、組織的に把握されているか。</p> <p>イ 社会的入院を余儀なくされている入院患者のうち、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、地域生活への移行に向けた支援の施策を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>ウ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等は行われているか。</p> <p>(5) 頻回転院患者の実態把握及び指導援助</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ア 頻回転院患者については、実態把握対象者名簿により、組織的に把握されているか。</p> <p>イ 転院の必要性については、嘱託医に協議する等検討されているか。</p> <p>(6) 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>ア 頻回受診者指導台帳等は整備されているか。</p> <p>イ 頻回受診の判断は主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>ウ 頻回受診の指導に当たっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>(7) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(8) 同一疾病で、複数の医療機関で受診（処方）する重複受診（処方）の確認・審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導は行われているか。</p> <p>(9) 後発医薬品の使用促進</p> <p>ア 被保護者に対して、リーフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 明らかに妥当性のない理由により先発医薬品を希望する被保護者への健康管理指導は行われているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、療養指導等に常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>により実施されているか。</p> <p>また、単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿と電子レセプトの照合は行われているか。</p> <p>3 移送の給付等の状況</p> <p>(1) 移送の給付に当たっては、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることのないよう、適切に給付の決定が行われているか。</p> <p>また、不正受給や過大給付などが発生しないよう所定の手続に則って、個々の事案ごとに十分な検討が行われているか。</p> <p>(2) 施術、治療材料給付</p> <p>あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。また、医師の同意が不必要的ケースについて、医師の同意をとるよう、指示していないか。</p> <p>さらに、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、実施機関が十分検討しているか。</p> <p>なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難など、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>4 嘴託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘴託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制は確保されているか。</p> <p>(2) 精神科などの嘴託医の確保が困難な場合には、必要に応じ業務委託医の活用は検討されているか。</p> <p>(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘴託医等の専門的かつ技術的意見は聴取されているか。</p> <p>(4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘴託医等が効果的に活用されているか。</p>
	<p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>医療の給付の要否、援助方針の決定に当たって医学的見地からみて疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。</p>
	<p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについての確認はされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携は十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認はされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討は行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>第58条の適用について検討は行われているか。</p> <p>ウ 人工透析医療、ペースメーカー交換術等移植術、人工関節置換術等について、更生医療に係る自立支援給付の優先活用についての検討及び確認台帳の整備は行われているのか。</p> <p>エ 指定難病患者については、医療費助成制度の適用について検討は行われているか。</p>
3 介護扶助の適正運営の確保	<p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護若しくは要支援の状態にある者又は基本チェックリストに該当する者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定等の申請が行われるよう指導されているか。</p> <p>(2) 介護扶助の要否判定、程度は、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。</p> <p>(3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認は的確に行われているか。</p> <p>2 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合には、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条が適用されているか。</p> <p>(3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。</p> <p>また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果が確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾患により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の他法が介護扶助に優先活用されているかの検討及び確認台帳の整備は行われているか。</p> <p>また、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携は図られているか。</p>
4 実施機関における入所措置等の適正実施の確保 (1) 適正な措置事務等の確保	<p>4 本庁への技術的助言の要請状況 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>1 適正な入所措置事務の確保 (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の適正な援助 (1) 入所措置後の継続の要否について見直しは行われているか。 また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 (2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認は適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。 (3) 死亡等による入所措置解除について、速やか</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 適正な保護の決定事務の確保	<p>にその手続きは行われているか。</p> <p>また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p>
5 組織的な運営管理の推進 (1) 計画的な運営管理の推進	<p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、実施機関の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 所長等幹部職員は、実施機関の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から実施機関全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況及び問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、実施機関全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じてい</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>るか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p>
	<p>2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。</p> <p>(2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。</p> <p>また、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。</p> <p>(3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、職階毎の具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。</p> <p>(4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、実施機関として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p>
	<p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業は実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関として評価がされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>また、実施方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、ケース診断会議等に諮るなど速やかな組織的判断が行われているか。</p> <p>また、所長等幹部職員は参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組は行われているか。</p>
(2) 査察指導機能の充実	<p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定など計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な助言、指導ができる体制は確保されているか。また、個々のケースを掌握するための査察指導台帳は作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画の策定など、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導は適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(2) <u>長期未訪問ケース等について、必要に応じて査察指導台帳等を活用することにより、査察指導員が定期的に状況を把握しているか。</u></p> <p>(2-3) <u>長期間未訪問ケース等について(2)で掌握した状況について、現業員に対して必要な指導が行われているか。</u></p>
	<p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) <u>ケース審査を適時行うため、訪問調査等の実施後、速やかにケース記録を回付させるよう指導を行っているか。また、必要に応じて査察指導台帳等を活用するなど、ケース記録の回付漏れ又は回付遅延を未然に防止しているか。</u></p> <p>(1-2) <u>ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導は適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮はなされているか。</u></p> <p>(2-3) <u>現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。</u></p> <p>(2-4) <u>現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</u></p>
	<p>4 援助困難ケースへの対応</p> <p>(1) <u>援助困難ケースに対する指導援助は、担当者任せとなっていないか。</u></p> <p>(2) <u>援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導されているか。</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</u></p> <p>(4) <u>関係機関等との連携は、組織的に確保されているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>5 適時適切な保護の変更決定に係る進行管理</u></p> <p><u>保護の変更決定（一時扶助決定を含む）について、必要に応じて査察指導台帳等を活用するなどして決定漏れや決定遅延を未然に防止しているか。</u></p>
(3) 実施体制の確保	<p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、現業員の不足により生活保護の適正実施に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p> <p>(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。 現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得に努めているか。</p> <p>(4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>(5) 現業員の担当地区については、定期的な変更が行われているか。</p> <p>2 面接相談体制の状況</p> <p>(1) 専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制は確立されているか。</p> <p>(2) 査察指導員が、恒常的に面接相談業務を行っていることがないか。</p> <p>3 経理事務等の処理状況</p> <p>法第63条による返還金及び法第77条又は第78条による徴収金の債権管理について、</p> <p>(1) 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。</p> <p>(2) 国との国庫負担金の精算にあたっては、収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。</p> $\text{国庫負担額} = (\text{自治体の支出額} - (\text{調定額} - \text{不納欠損額})) \times 3 / 4$ <p>(3) 被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。</p> <p>(4) 生活保護を廃止した者の返還金等について、引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。</p> <p>(5) 被保護者（廃止した者を含む）が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>(6) 被保護者（廃止した者を含む）が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。</p> <p>ア 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>イ 相続人に対し、債務の存在を知らせるとともに相続の意思を確認し、債務を相続しない場合は、相続放棄を書面等により確認しているか。</p> <p>(7) 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等は行っているか。</p>
4 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等	<p>(1) 保護金品等の支給について</p> <p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。<u>また、電算システム導入前のものである等、実態と乖離していないか。</u></p> <p>イ 電算システムにおける決裁権者の決裁確認機能はあるか。（無い場合は、代替確認方</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>法)</p> <p>ウ <u>電算システムを運用するうえで、不正アクセスや改ざん防止、暗号化のセキュリティ対策を行うとともに、動作履歴を保存し、誰がいつ、どのような操作を行ったか、追跡可能な記録が残されているか。</u></p> <p>エ <u>電子決裁について、決裁権者が確認することなくシステム管理者権限を持つ者や経理担当者等が事实上代行していないか。</u></p> <p>オ <u>システム管理者権限を持つ者が現業員や理事務担当者を兼ねていないか。</u></p> <p>カ <u>保護費支給の際、複数職員が確認して支出する体制となっているか。</u></p> <p>キ <u>窓口支給の縮減に適正に取り組んでいるか。また、本来、現業員が訪問調査により、生活実態を把握して生活状況に応じた被保護者への指導援助を実施すべきものであるにもかかわらず、指導援助の必要を理由に窓口払いしているないか。</u></p> <p>ク <u>窓口支給における現業員の関与はあるか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。</u></p> <p>ケ <u>未支給保護金品の管理方法は適正に定められているか。また、金庫等に保管され、管理職員が鍵を管理する等、適切に管理されているか。</u></p> <p>コ <u>前途資金口座の通帳残高及び現金の残高と出納簿を突合する等、定期的に確認しているか。</u></p> <p>サ <u>介護老人福祉施設入所者等を除き、生活保護受給者本人以外に保護費を交付していないか。</u></p> <p>シ <u>当該被保護世帯主又は世帯員が受領に来所出来ない場合の保護金品の取扱いは適正に定められているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>ニス</u> 保護決定通知書を事前に送付しているか。</p> <p><u>ニセ</u> 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。</p>
(2) 返還金・徴収金について	<p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。</p> <p>イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。</p> <p>ウ <u>現業員が現金で徴収することがないか。</u></p> <p><u>ニエ</u> 決定前の返還金・徴収金相当額の預かりを行っていないか。</p> <p><u>ニオ</u> 納付指導等における返還金・徴収金の徴収方法は適正に定められているか。</p> <p><u>ニカ</u> 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。<u>また、金庫等に保管され、管理職員が鍵を管理する等、適切に管理されているか。</u></p> <p><u>ニキ</u> 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。</p>
(3) 遺留金品の取扱いについて	<p>ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。</p> <p>イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。</p> <p>ウ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。<u>また、金庫等に保管され、管理職員が鍵を管理する等、適切に管理されているか。</u></p> <p><u>ニ</u> <u>遺留金品の残高と出納簿を窓口する等、定期的に確認しているか。</u></p> <p><u>ニオ</u> 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。</p>
5 ケース記録等事務処理の管理状況	
(1) ケース記録など個人情報資料については、秘	

主 眼 事 項	着 眼 点
6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底	<p>密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理は適正に行われているか。</p> <p>1 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合には、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。</p> <p>特に高齢又は障害・傷病などにより、安易に暴力団員の該当性はないと判断していないか。</p> <p>(2) 保護を申請した、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>(3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</p> <p>(4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書等を収取しているか。</p> <p>なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。</p> <p>(6) 現役暴力団員と生計を同一とする他の世帯員について、当該暴力団員を世帯分離し、真にやむを得ない事情によりその世帯員のみを保護している場合、その事情は現時点において適切か。</p> <p>(7) 現役暴力団員、当該暴力団員を世帯分離した生計を同一とする他の世帯員及び元暴力団員について、真にやむを得ない事情で保護を適用している場合、適切に生活実態は把握されているか。</p> <p>(8) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、実施機関と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合には、速やかに警察署へ通報する等の措置は行われているか。</p> <p>(9) 保護の開始決定後、本庁への情報提供は速やかに行われているか。</p> <p>(10) 元暴力団員については、保護開始（暴力団脱退）後5年間は年1回以上暴力団該当性について警察へ照会を行っているか。</p>
	<p>2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて運輸支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合において、適宜保有要件の検証は適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6箇月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。</p> <p>また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後（概ね6箇月経過後に保護から脱却していない場合においても、就労阻害要因がなく、自立支援プログラム又は自立活動確認書により具体的な活動が認められると判断している場合は、保護開始から概ね1年の範囲内）に自立に至らなかった場合には、速やかに処分指導を行っているか。</p> <p>3 ホームレス等に対する保護の適用状況</p> <p>(1) ホームレスに対する保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。</p> <p>(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や第二種無料低額宿泊所等において保護されたホームレスについて、その状況に応じて各種福祉施設等への入所は検討されているか。</p> <p>(3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援は行われているか。</p> <p>(4) 第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助は行われているか。</p> <p>また、被保護者の生活状況が劣悪であると認められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援は行われているか。</p> <p>(5) 「生活保護における不適切な受診誘導の防止等について」(平成27年8月7日社援保発0807第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) を踏まえ、必要な支援は行われているか。</p>
	<p>4 実施機関の規模に応じた適切な組織運営</p> <p>(1) 小規模な実施機関において、査察指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制は整備されているか。</p> <p>また、他の実施機関等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会など、実施水準の維持向上のために努力がされているか。</p> <p>(2) 大規模実施機関において、組織運営の一体性が確保されるよう、役付会議や係会議の定期開催、査察指導マニュアル及び補助簿の整備、各種委員会の組織などの工夫がされているか。</p>
	<p>5 職員による不祥事件の再発防止について</p> <p>過去において職員による不祥事件の発生した実施機関については、その発生要因及び背景を分析した上で、職階毎の再発防止策が適切に策定され、かつ確実に実施されているか。</p> <p>また、他の実施機関においても、職員による同様の不祥事件が発生しないよう再発防止策の情報共有を通じて未然防止策が徹底されているか。</p>

第2 保護施設に対する指導監査について

保護施設の適切な運営実施の推進と入所者及び利用者（以下「入所者」という。）の処遇の確保のため、保護施設に対する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う指導監査の果たす役割は、極めて重要である。

昨年度の全国の指導監査結果を見ると、例年同様、会計事務処理が不適正、契約の取扱いが不適切、災害事故防止対策が不十分、入所者の個別処遇計画の策定が不十分などの不適切な状況が認められる。

については、保護施設に対する指導監査の実施に当たっては、上記の状況を踏まえ、次の点に留意の上、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱」に基づき実施されたい。

1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施について

入所者に対する適切な処遇が行われるよう、基準が確保されていることはもとより、

- ① 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているか
- ② 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか
- ③ 実施機関や家族との連携が図られているか
- ④ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているか
- ⑤ 入所者への虐待の防止について適切に対応が行われているか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導をお願いする。

2 保護施設の運営に係る適正実施の確保について

(1) 保護施設の適正な運営の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底等について指導をお願いする。

また、入所者からの預り金を管理している保護施設については、事故・不正事案発生防止の観点からその適切な管理についても指導をお願いする。

なお、職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の充実等について指導をお願いする。

(2) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の防災対策の強化について

今年度においては、台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の死者が出るという大変痛ましい事態が発生したことを踏まえ、「救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設（以下、「救護施設等」という。）における水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について、改めて指導・助言等を行っていただくよう依頼したところである。

今後、救護施設等における非常災害に対する計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、施設の開設時や施設に対する指導監査等において定期的に確認し、実効性のある計画の策定や確実な避難訓練の実施について指導・助言いただきたい。

また、「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」（平成 24 年 3 月 26 日 社援発 0326 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「保護施設指導監査事項」について、前述の内容に関する所要の改正を予定しているのでご了知願いたい。

なお、台風 10 号による被害を踏まえて本年 1 月に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府策定）や「要配慮者利用施設等の避難確保計画作成の手引き（洪水、内水、高潮、津波）（国土交通省作成）については、以下のホームページに掲載されているので、施設への助言・指導に当たって、必要に応じて参照されたい。

- 「避難勧告等に関するガイドライン」等を掲載しているホームページ
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

3 事件・事故に係る報告の徹底について

保護施設において、職員による入所者への虐待等の問題が確認された場合や職員による不正が確認された場合などの事件・事故については、速やかにこれを都道府県等に報告するよう管内保護施設に対して指導をお願いする。

また、報告を受けた都道府県等は、当該事案の概要、対応方針等について速やかに国へ報告することとし、報告に際しては、その時点で判明している事実関係や今後の見込み等について速報されるとともに、詳細な内容が判明次第、逐次具体的な報告をお願いする。

【別添】

生活保護法保護施設指導監査要綱

「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2395 号厚生省社会・援護局長通知）

1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第 44 条第 1 項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）において定める「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年 1 回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を 2 年に 1 回として差し支えないこと。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき

(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として隨時実施すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県等は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 準備すべき書類等

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求める。

また、必要に応じ監査担当者を派遣してその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

上記（1）の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

4 指導監査結果の報告等

都道府県等が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

第3 平成29年度生活保護指導監査委託費について

生活保護指導監査委託費については、都道府県等本庁の指導監督体制の整備強化を図り、管内実施機関に対する指導監査を通じて適正な保護の実施を期することを目的として、都道府県及び指定都市が設置した生活保護指導職員に係る経費を補助している。

また、国庫補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し（平成27年度～31年度／32人の定員合理化）を行う予定である。

平成29年度においては、全国で6人の定員合理化を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いする。

	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額（案）	備 考
生活保護指導監査委託費	1,949,168千円	1,937,532千円	・定員合理化計画 (H28') 307人 → (H29') 301人

連 絡 事 項

1 平成 29 年度国が実施する監査計画について

平成 29 年度においては、原則として全ての都道府県・指定都市に対する監査を実施することとしており、具体的な監査計画については決定次第連絡することとしているので了知願いたい。

2 平成 29 年度全国会議・研修会の開催について

平成 29 年度においては、次のとおり全国会議・研修会の開催を予定しており、詳細については決定次第連絡することとしているので、管内実施機関を含めた関係職員の出席について配慮願いたい。

また、都道府県及び指定都市においても、国の実施する会議資料・研修資料を活用するなど、その事務負担の軽減を図りながら、管内実施機関に対する研修等の充実に努められたい。

(1) 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

目 的： 都道府県・指定都市本庁が行う管内実施機関に対する指導監査の目的、監査手法及び平成 29 年度監査の重点事項等、留意すべき点についての周知徹底や監査を通して知り得た都道府県・政令指定都市間に存在する監査の着眼点の差異や、実施機関間に存在する実施水準の差を埋め、それぞれ高いレベルでの均一化、均質化を図ることにより、生活保護指導職員の業務遂行能力の向上を目指す。

対 象 者： 都道府県・指定都市本庁の生活保護指導職員として指導監査を担当する職員

開催時期： 平成 29 年 4 月 24 日（月）の週のうちの連続する 2 日間予定

開催場所： 東京都内

内 容： 指導監査の意義と生活保護指導職員の役割
管内実施機関に対する指導監査の実務
指導監査における重点事項、留意点 等

(2) 各種研修会

① 新任基礎研修会 [査察指導員等]

目 的： 保護の実施機関の新任査察指導員及び都道府県・指定都市本庁の新任生活保護指導職員を対象に、生活保護の基礎知識と査察指導員及び指導職員としての業務の基本についての講義や参加者相互の意見交換により、業務遂行能力の向上を目指す。

対 象 者： 実施機関の現業事務経験のない生活保護査察指導員及び都道府県・指定都市本庁の生活保護事務経験のない生活保護指導職員

開催時期： 平成 29 年 5 月 8 日（月）の週のうちの連続する 3 日間予定

開催場所： 東京都内

内 容： 生活保護制度の概要

生活保護指導職員、査察指導員の基本業務

査察指導員としてのケース審査、進行管理業務 等

② 全国生活保護査察指導員研修会

目 的： 生活保護をめぐる状況や問題を踏まえて、査察指導員に求められる査察指導機能や組織的運営管理について講義、演習及び意見交換等を実施し、業務遂行能力の向上を目指す。

対 象 者： 実施機関の生活保護査察指導員

開催時期： 平成 29 年 9 月中旬（3 日間予定）

開催場所： 東京都内

内 容： 査察指導員の業務（各論）

査察指導員に求められるリーダーシップ

グループ討議（予定）等